令和4年第3回羽咋市農業委員会会議録

1 日 時 委員会 令和4年3月25日(金)

開 会 午前9時55分 閉 会 午前10時23分

- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員(10人)
 - ①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ④徳和 己嗣 ⑥澤田 稔
 - ⑦山本 泰夫 ⑧髙田外喜子 ⑨山上 克秀 ⑩四飯弥志宣
 - ⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(2人)
 - ③糀田 幸雄 ⑤松生 朋広
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(0人)
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(12人)
 - ⑬桝谷 武史 ⑭岡田 信夫 ⑮村田 清二 ⑯岡田 耕一
 - ①森田 三男 ⑱悦永 秀雄 ⑲南 邦夫 ⑳芝田 俊幸
 - ②三宅 一德 ②稲農 幹夫 ③瀬戸 明 ④石野 公章
- 7 事務局員 清水事務局長、後石原次長
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農用地利用集積計画について
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 1番 岩城委員 2番 屋後委員
- 10 会議の結果

議案2件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。

11 会議の概要

事務局長 それでは、ご案内の時間より少し早いんですが、今日出席される皆さん お集まりでございますので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催い たします。

それでは、委員さんの欠席届についてご報告申し上げます。3番、糀田委員、5番、松生委員から欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席委員は10名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数を超える出席がありますので、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、まん延防止が解けましたので、会長から簡単にご挨拶いただきます。

議 長 (挨拶)

事務局長:どうもありがとうございました。

それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
- ・議案第2号 農用地利用集積計画について

・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についての以上3件でございます。

よろしくお願いいたします。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をよろしくお 願いいたします。

議長では、ただいまから会議を開きます。

本日の議事録署名員に、<u>1番 岩城委員、2番 屋後委員</u>を指名します。 よろしくお願いします。

では、ただいまから審議に入ります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、農地利用最適化推進委員の方は欠席となっております。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 皆さん、お疲れさまです。

それでは、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」でございます。

議案書2ページのほうをご覧ください。

整理番号1番、申請地につきましては $\bigcirc\bigcirc$ 町の田2筆で、面積の合計が 1,509㎡となっております。

位置図につきましては、4ページのほうをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしましては、その他の場合の事由で、売買による所有権移転となっております。その他の場合の中身につきましては、近いうちに農地の贈与を計画してるらしくて、譲受人の方が当該地区の面積30a以下ということで、今回、売買を行っております。

譲受人の経営面積は38 a で、当該地区の下限面積30 a を満たしております。

続いて、整理番号2番についてでございます。

申請地につきましては、〇〇町と〇〇町の畑4筆で、面積の合計が561 m²となっております。

位置図につきましては、5ページ、6ページをごらんになってください。 譲渡人及び譲受人につきましては、議案書に記載のとおりとなっており ます。

譲受人の申請事由といたしましては、経営規模の拡大で、贈与による所 有権移転となっております。

譲受人の経営面積は79 a で、当該地区の下限面積の要件30 a を満たしております。

こちらのほうで、6ページのほうをご覧になってください。

所在地につきましては、○○町の○、○番地の農地でございますが、こ

ちらのほう、当初確認しましたら奥のほうにもパイプが少し並んでいる程度でございましたが、○○委員から確認の連絡がありましたので、再度現地を確認したところ、この4番のところから東側のほうに、4番を含め5筆の農地があります。こちらのほうに所有者につきましては4筆とも別の方が所有をしております。

こちらのほう、現地につきましては、ビニールハウスが建築中でございました。これにつきましては、まだ贈与または貸借の契約を行っていませんので、4月以降にこの4筆の方と利用権設定等により対応するということと聞いております。

事務局長

つけ加えますけど、今「東」と言いましたけど、下のほうですね。下のほうに横に4筆並んでいるんです。境がちょっと分かりにくいんですが、構図的には1、2、3、4というふうに並んでいるものでありまして、この本人に申請人に聞いたところ、了解は得ているということで、ハウスを建てないともう営農時期に入りますので、建ててしまったということで、それをちゃんと利用権設定なりをしてくださいと、こちらからは注意をしておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

続いて、整理番号3番、申請地につきましては○○町の畑1筆で、面積が256㎡となっております。

位置図につきましては7ページのほうをご覧になってください。

譲渡人及び譲受人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしましては、経営規模の拡大で、贈与による所 有権移転となっております。

譲受人の経営面積は79 a で、当該地区の下限面積の要件30 a を満たしております。

続いて、整理番号4番。

議案書3ページをご覧になってください。

申請地につきましては、 $\bigcirc\bigcirc$ 町の田 2 筆で、面積の合計が13,222 m² となっております。

位置図につきましては、8ページをご覧になってください。

譲渡人及び譲受人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしましては、経営規模の拡大で、売買による所 有権移転となっております。

譲受人の経営面積は2,053 a で、当該地区の下限面積の要件30 a を満た しております。

続いて、整理番号5番、申請地につきましては○○町の田2筆で、面積の合計が8,258㎡となっております。

位置図につきましては、9ページのほうをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては議案書に記載のとおりとなっており

ます。

譲受人の申請事由といたしましては、経営規模の拡大で、売買による所 有権移転となっております。

譲受人の経営面積は2,053 a で、当該地区の下限面積の要件30 a を満たしております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

では、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、○○委員さん。

担当委員 譲渡人、〇〇さん及び生産組合に事実を確認したところ、問題なしと判 断いたします。

また、譲受人につきましては、先ほど事務局から説明ありましたとおりであります。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

整理番号の2番の①から③については、○○委員さん。

担当委員 ○○さんのとこへ行ってきました。これは贈与で間違いありません。と いうことで、異議ございません。

議 長 ありがとうございます。

④番、○○委員さん。

担当委員 3月の21日、22日にかけてちょっと現地のほう確認に行ってきました。 6ページの空港写真ですが、左から右へ走っている市道の南側、北側で

すね。ここの三角地、全体大きい三角地、これみんな畑地、畑として使われております。

今回、該当地④番の敷地について一応確認したんですけれども、この位置付近に抜かれたプラスチックのくい、圃場整備か国調かのくいなんですけれども、抜かれたものがありました。この④番の敷地の特定というのはちょっとできませんでした。

それと、この④番の南側、北のほうですね。長く伸びている地面、これについては、先ほど事務所からもお話があったように、これも畑としてなっているんですが、この土地を含めてビニールハウスの骨組みが今設計してあります。こういった状況についてどうすればいいのかなと思いまして今おります。皆さんのご審議をお願いしたいなと思っています。

議 長 じゃ、先に整理番号3番へ行きます。○○委員さん。

担当委員 これも先に言ったとおりでございます。異議ございません。

議 長 次に、整理番号4、5番は○○委員さん。

3月22日に生産組合長さんの○○さんのところにお電話しましたところ、○○さんの件はまだ聞いてないということだったんで、ご説明しましたら、生産組合からは異存はありませんからそのとおりにしてくださいということでした。

それで、○○さんの○○さんと○○さんは親子さんで、○○さんが自宅

伺ってお話聞きましたら、これから先まで作ることがないので、今作っていただいておる○○さんに無理を言って買っていただきましたっていうことでした。お互いに円満で整ったそうです。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

今ほど整理番号2番の④で、○○委員さんから指摘がありました2の④の3条の贈与については問題ないというふうに解釈しますけれども、隣の畑にハウスを建てとるということは、今ほど事務局より説明ありました利用権設定を今後出すように指導をしておりますので、3条の要件とはちょっと別のものだと考えておりますけど、皆様、いかがでしょうか。

3条の議案として通して、あとは申請者がきちんと利用権設定していた だければ何ら問題ないと考えておりますけど、ほかの委員の方、どうでしょうか。

委員 会長または事務局のほうから指導していただいて、きちっとやる方向性 等はそういうおっしゃられたとおりなんでしょうけれども。

事務局長 利用権設定するか3条で買うかなりをしていただいて、すっきりした形でやってほしいということは昨日本人たまたまおりましたので、それは伝えました。

本人は町会というか、使っていいよという許可をもらった後でということだったので、手続がしてなかったということが過失になるのかなと思います。

全く勝手に建てたというわけではないということであります。

ですから、今、手続を踏むようにということで、今、指導、注意をいたしました。

委員 そしたら、来月の審議委員会では何らかの形で出すように。

事務局長 出すように、はい。

議 長 ○○さん、それでよろしい。

担当委員 そしたら、私ちょっとあれなんだけれども、いろんな圃場整備とか国調とか、そういったくいがあるものを、多分、そのくいだと思うんですけど、 抜くという、そういうことは誰が抜いたのか分かりませんけれども、あるんです。

それで、今の④の敷地全体の確認ができなかったんですが、そういったことについては、こんな行為をすること自体が、○○さんされたんかどうか分かりませんけれども、この辺の考え方、これからも現地確認に行って、側溝とかくいとかあれば境界確認して、ああ、この敷地やなというのが確定できるんですけれども、そういったこともしなくていいのかどうか。

事務局長 地籍のくいを抜くことは、本当は勝手に抜いてはいけないとは思います。これは境のくいですから勝手に抜くことはやっぱりだめだとは思いますが、ここが地籍調査が入っているところかどうかというのもまだ疑問なところなんですが。

担当委員 周り全部圃場整備やって、多分圃場整備のくいでないかなと思うんです

けど。このここ、ちょっとこの間、土地改良区へ行って、こっちをやるとしたら土地改良事業としての区域ですかって確認してきたんですよね。そしたら、今の大きい三角地あるわけね。これについては、圃場整備事業の区域でありませんと。その周り全部圃場整備の地域だったんです。区域と区域外の境のくいが何本か入っておるんかなと思うんですけれども、今の④の敷地についてはそういったものが見当たらない。1本抜いて横に置いてありました。そんな状況なんですけど。

事務局長 ここには境界線は入っていませんけれども、公図で確認したら境界線が 入っているんで、くいがなくても大体の範囲とかは出せると思います。

担当委員 そしたら、今の許可申請、3条申請を待たずに後ろのほうがそういった 形で土地利用をされているというのであれば、今のできることなら、〇〇 さん抜かれたのかどうか知りませんけれども、もし抜いておいでるんであれば、ちゃんとあったところにくいを、測量をしてあるいは市役所立ち会いの上、入れてくださいませんかということぐらいは言えるのかなと思うんですが、どんなもんでしょうかね。

事務局長 土地の境界を決めるくいですから、それが農業委員会でそこまでやる権 利があるのかというのはちょっと。

担当委員 いやいや、だからそれはそれとしてこういう今の現状ですので。

いいですか。そしたら、町会長さんと、それから土地使用者、隣接の方いらっしゃるようやから、その方、町会長さんにお願いして、立ち会いしていただいて、ここらの所持をもらうしかない。そしたらできるはずやから。

全体的なことについては分かるさかい。

会長、いいですか。今、順々にあれさせていただいたんですけれども、 〇〇地内なんでしたら、〇〇の町会長と、それから隣接の経営者の方分か るはずですし、その方の同意をいただいて、そして打たないと。役所が勝 手に打つわけにいかないですから。

議 長 一応許可を出すにしても、一回、本人さんに連絡して、きちんと端境の くいをはっきりしていただいて。

担当委員 誰が抜いたか分からないんで、○○さんが知らないで抜けているのかもしれません。その辺確認していただいて、ここにあったんやということが○○さんおっしゃれば、ちゃんとそういうふうなことがわかるんで、ということで何か整理していただければありがたいなと、そう思います。

事務局長 先ほど○○委員さんからも言われました。役所が打つわけにはいきませんので。

担当委員だから、それ立会いして。

事務局長 だから、聞いてください。役所が勝手に打つわけにはいけませんので、 先ほど言いました〇〇町の町会長さんなり、隣接の地権者に立ち会ってい ただいて、くいを打つという行為をしていただくよう指導します。

担当委員 はい。

議 長 そういった形でまた事務局のほうで本人に対して指導して、進めていた

だきたいというふうに思います。

それでよろしいでしょうか。

全委員はい。

議 長 では、「議案第1号」はほかに何かご質問ございませんか。

なければ、「議案第1号」は原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり承認することに決 定いたします

全 委 員 次に、「議案第2号 農用地利用集積計画について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議案第2号 農用地利用集積計画について」でございます。 議案書10ページからご覧になってください。

利用権設定の概要につきましては、議案書12ページのほうをご覧になってください。

今回につきましては、田35筆、畑3筆の設定があり、合計面積が75,917 mとなっております。

権利設定期間別についてでございます。 2年未満の田が 6 筆で25,870 ㎡、3年の畑が 1 筆で290㎡、5年の田が 4 筆で3,259㎡、10年以上の畑が 2 筆で358㎡となっております。

田が25筆で46、140m²となっております。

申請件数につきましては、貸し手農家が21件、借り手農家が11件となっております。

続いて、各筆の明細につきましては議案書13ページから15ページのほう をご覧になってください。

申請件数につきましては22件で、新規設定が21筆、再設定につきましては17筆となっております。

なお、議案書14ページから15ページにかけて、№.17から22番につきましては農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定となっております。

全ての案件につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定に要件を満たしております。

以上です。

議 長 ただいま議案第2号について事務局より説明がございました。 これについて何か委員の皆様、ご意見ございませんか。

全委員なし。

事務局 あとちょっと。先月、2月の案件でありました13ページのNo.10番、〇〇 さん亡くなっておりますので、「〇〇分〇〇」さんで利用権設定新たに設定しておりますので、ご報告いたします。

議 長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり承認することに決

定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」 を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。

議案書16ページをご覧ください。

解約される農地につきましては1筆で、面積が2,268㎡となっております。対象地、貸付人、借受人及び解約の概要につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

以上です。

議 長 「報告第1号」について事務局より報告がございました。これについて 何かご意見ございませんか。

全委員なし。

議 長 なければ、報告どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 では、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。 以上で本日の全議案の審議が終了しました。

一旦、ここで閉会をし、その他の案件に入りたいと思います。

終了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人